

臨時福祉給付金

町では、消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、所得の低い方々に対して、制度的な対応を行うまでの間の、暫定的・臨時的な措置として、「臨時福祉給付金」を支給します。

給付金の概要については、次のとおりです。

1. 支給対象者

次の①～②の両方の条件を満たす方

①平成27年1月1日時点（基準日）で幌延町に住民登録がされている

②平成27年度分町民税（均等割）が課税されていない（非課税者）

※課税されている方の扶養となっている場合や生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外です。

2. 支給額

給付対象者1人につき6,000円

3. 申請方法

幌延町広報誌『ほろのべの窓』9月号に申請書等を折り込んでいますので必要事項の記入を行い、関係書類を添えて郵送・持参等により、町民課保健福祉グループまたは問寒別出張所へ提出してください。

※基準日以降に転出された方には、別途申請書等を郵送します。

4. 申請受付期間

平成27年9月1日（火）～平成28年2月1日（月）

5. 注意事項

町民税が課税されていない方かどうかを判定するには、町・道民税の申告が必要です。収入、所得がない方でも申告をしていないと臨時福祉給付金の対象とならない場合がありますので、必ず申告していただきますようお願いいたします。

「臨時福祉給付金」に関するお問合せ専用ダイヤル

厚生労働省では、臨時福祉給付金に関する一般的な問合せに対応するため、専用ダイヤルを設置しています。

制度の概要についてのお問合せは、下記専用ダイヤルをご利用ください。

○厚生労働省「臨時福祉給付金」 **0570-037-192**

○受付時間 平日の午前9時から午後6時まで（土日祝日含む）

「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）」や「子育て世帯臨時特例給付金」をよそおった“振り込め詐欺”や“個人情報”の詐欺にご注意ください!!

「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）」
「子育て世帯臨時特例給付金」
に関して

- ・市町村や厚生労働省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは絶対にありません。
 - ・ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
 - ・市町村や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」を支給するために、手数料の振込を求めること等は絶対にありません。
- ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、迷わず、役場や警察署（又は警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。

問い合わせ先：町民課保健福祉グループ 電話5-1115（内線157）、告知端末5-8815

国勢調査 2015 **スマート国勢調査!** 政府統計

みなさまのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

インターネット回答は **9/10～20**
調査票での回答は **10/1～7**

詳しくはこちらから ▶

総務省統計局・都道府県・市区町村からのお知らせです